

2017年1月31日

ご参考資料

ロケットスタートしたトランプ政権 ～ 大統領就任後のスピード感 ～

Follow
Up
Memo

フォローアップメモ

nikko am
fund academy

2017年1月20日、「米国第一主義」と「米国を再び偉大な国にする」を主唱する、ビジネスマン出身のドナルド・トランプ氏が、第45代米国大統領に就任しました。就任式直前の支持率は、一部報道では40%と低かったものの、就任直後から、大統領の行政命令である大統領令・覚書に署名しており、これまでの大統領とは異なるスピード感で進めているようです。

大統領就任後約1週間(1月20日～28日)に署名した主な大統領令・覚書

項目	署名日	主な概要
大統領令 Executive Orders		
オバマケアの見直し	1月20日	医療サービスや健康保険に関連する費用や規制面に柔軟性を持たせ、自由で開かれた医療市場にする
インフラプロジェクトの迅速化	1月24日	電力、通信、港湾、空港、パイプライン、橋梁、高速道路の修繕・更新/優先度の高いプロジェクトを特定
国境警備と移民法の改善	1月25日	メキシコとの国境に壁を建設、不法入国と薬物・人身売買、テロ行為を防止、入国管理職員の増員
治安の強化	1月25日	移民法を改善し、着実に実行
テロの懸念がある国からの入国制限	1月27日	難民受け入れを120日間、テロの懸念がある国のビザ発給を90日間停止/新たな入国基準の確立
連邦政府職員の倫理宣誓	1月28日	職員の離職後5年間はロビー活動禁止
覚書 Presidential Memoranda		
メキシコシティ政策	1月23日	メキシコシティ政策(海外で中絶を提供する機関への補助停止)と人口家族計画援助
TPPからの撤退	1月23日	交渉から恒久的に撤退、二国間貿易交渉を開始/必要に応じて、署名国に書面通知
連邦政府職員の採用凍結	1月23日	22日正午以降、軍の要員を除く機関に適用/効率運用で公的サービスなどを改善
ダコタ・アクセス・パイプライン建設	1月24日	ノースダコタ州(バッケン)からイリノイ州(スリーフォーク)を結ぶパイプライン建設
キーストンXLパイプライン建設	1月24日	カナダからテキサス州を結ぶパイプライン建設
パイプライン建設関連	1月24日	米国資材を使って、米国国境内のパイプラインの新設、改修、拡張の計画を策定
国内生産に関する規制緩和	1月24日	国内製造業に対する各種承認や規制に関する手続きを簡素化
ISIS(イスラム国)掃討計画	1月28日	サイバー戦略や資金封鎖政策など
国家安全保障会議(NSC)の再編	1月28日	国家安全保障担当の大統領補佐官をトップに据え、首席戦略官兼上級顧問を常任メンバーに加える

(ホワイトハウスウェブサイトの情報などを基に日興アセットマネジメントが作成)

上表のように、就任後約1週間に署名した項目では、選挙期間中に公約していたオバマケア(医療保険改革法)の見直しや中絶阻止、TPP(環太平洋経済連携協定)からの撤退、シェールオイルの開発促進(パイプライン関連)、治安の強化に関して、早々に着手しており、トランプ政権はロケットスタートを切ったといえそうです。今後は、NAFTA(北米自由貿易協定)の再交渉や国際機関における米国の関与を抑制するなどの大統領令を準備しているとの報道もあり、動向が注目されます。

トランプ政権の関税や保護主義に関する政策が前面に出過ぎた場合は世界経済に対する影響が懸念されますが、現時点で閣僚候補に対する公聴会の報道を見る限り、穏当な答弁に終始しているようです。また、米国株式市場では、ダウ工業株30種が一時史上初の2万米ドル台まで上昇しており、この背景には、トランプ政権の企業寄りの政策などが経済成長を促進するとの期待にあるとみられます。

2月28日には、上下両院合同会議で新大統領として初の議会演説が予定されています。演説では政治や経済、外交、軍事など、国が直面している課題や基本政策について、具体像が示されるとみられ、米国民はもとより世界の注目が集まります。

■当資料は、日興アセットマネジメントが投資環境についてお伝えすることを目的として作成したものであり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。また、弊社ファンドの運用に何等影響を与えるものではありません。なお、掲載されている見解は当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。■投資信託は、値動きのある資産(外貨建資産は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。投資信託の申込み・保有・換金時には、費用をご負担いただく場合があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

参考: 米国大統領の主な職務について

大統領の資格と任期

資格	・米国生まれの35歳以上の米国市民で、14年間以上米国に居住していること
任期ほか	・任期は1期4年間で最長2期まで、4年毎の11月に選挙を行ない翌年1月20日に就任 ・最初の公務は就任式で、宣誓の言葉の後に新政権の政策と計画の概要について演説する

大統領の主な権限

憲法で定める「法律が忠実に執行されるよう配慮する」ために、行政府を統括する

行政権	・行政府において、国務や政府の機能を管理する権限を持つ ・規則、規制、大統領令などの指令を発令することができる
立法権	・すべての立法権は議会にあるが、教書で大統領が必要とみなす立法措置を提案できる ・議会が可決した法案に対して拒否権*を発動することができる *上下両院が3分の2以上の票によって拒否権を覆することができる
任命権	・各省の長官、連邦政府の一部職員、最高裁と下級裁の裁判官を任命する(上院が承認)
軍関係	・軍の最高司令官としての役割
外交責任者	・外国政府の承認や条約締結など、諸外国との関係について責任を負う ・大使や公使、領事を任命する(上院が承認)

三大教書

一般教書	・毎年1月最後の火曜日に議会で外交や内政情勢を報告し、今後の施政方針を表明する ただし、就任1年目は上下両院合同会議で行なう(今回は2月28日予定)
予算教書	・来年度(当年10月から翌年9月まで)予算案を議会に提示する
大統領 経済報告	・毎年1月の連邦議会会期開始後20日以内に、大統領経済諮問委員会(CEA)年次報告と ともに議会に提出する、当面の経済情勢に関する判断を示す報告書

大統領令・覚書

議会承認の必要がない、政府や軍などの行政機関に対する命令であり、法的拘束力を持つ

主な目的	・大統領の政治課題を推進・実行するために、新たなプログラムや職責、委員会を設立 ・連邦議会で可決された法律の施行方法に影響を及ぼす政策を立案
大統領令への 対抗措置	・議会で反対する法律を制定すれば対抗できる(が、大統領が署名しなければ発効されない) ※ ただし、立法手続きにおいては、大統領が議会の開会中に何の行動も取らなければ、 法律が成立する) ・現行法に抵触すると考えられる場合は、法廷で異議を申し立てることができる
その他	・予算を伴う場合などには、議会承認が必要

大統領府

大統領直属の組織であり、中でも、政策運営の中核を担うのがホワイトハウス事務局である。

- ・事務局のトップは大統領首席補佐官で、大統領に代わって大統領府を取り仕切る。
 - ・首席補佐官は共和党全国委員会委員長であったラインス・プリーバス氏が務め、共和党主流派のポール・ライアン下院議長と親しいことから、議会とのスムーズな折衝が期待されている。
- 大統領府には、事務局のほかに通商代表部(USTR)や行政管理予算局(OMB)、国家安全保障会議(NSC)などが属している。

(米国大使館、報道などの情報を基に日興アセットマネジメントが作成)

■当資料は、日興アセットマネジメントが投資環境についてお伝えすることを目的として作成したものであり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。また、弊社ファンドの運用に何等影響を与えるものではありません。なお、掲載されている見解は当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。■投資信託は、値動きのある資産(外貨建資産は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。投資信託の申込み・保有・換金時には、費用をご負担いただく場合があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。